

平成 28 年度第 1 回東浦町総合教育会議録

開 催 日 平成 28 年 8 月 24 日 (水)
場 所 東浦町役場 合同委員会室

出席構成員の氏名

町 長	神 谷 明 彦	教 育 委 員 長	久 米 賢 治
教育委員長職務代理者	野 田 雅 代	教 育 委 員	小 林 久 枝
教 育 委 員	水 野 善 久	教 育 長	恒 川 渉

出席職員の氏名

企画政策部長	教 育 部 長	企画政策課長	学校教育課長
生涯学習課長	図 書 館 長	スポーツ課長	学校給食センター所長
主幹兼指導主事	統括課長補佐兼指導主事	学校教育係長	学校教育課主査

傍聴者 0 名

会 議

開 会 午前 9 時 00 分

(教 育 部 長) 出席構成員 6 名を確認し、会議の成立を確認します。

1 あいさつ

(町 長) 今年度第 1 回目の開催となります。議題はいじめの防止についてということで、対策方針の制定や対策委員会及び調査委員会の設置について話し合っていきます。今日は第 1 回目ということで、今後の策定までの流れの説明をし、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

(教育委員長) 短い時間ではありますが、いじめ防止基本方針(案)の中身を見ながら検討できればと思います。よろしくお願いします。

2 議題

(1) 東浦町いじめ防止基本方針(案)について

(町 長) 議題 1 の説明を求めます。

(学校教育課長) 議題 1 「東浦町いじめ防止基本方針(案)について」を説明。

(町 長) 質疑を求めます。

(教 育 委 員) 問題が起こった場合、最終的に議会に報告するとありますが、

その際は非公開にするのですか。

(事 務 局) 個人のプライバシーに関わる部分については、配慮をして報告することになります。

(教 育 委 員) 傍聴の方がいると思いますが、報告の際には出て行ってもらおうというような配慮がされるということですか。

(町 長) このことに限らず、個人情報に関する議題があがることはありますが、議会で話したことは議事録に載せて公開することになっているので、公開すべきでない個人情報は含まないように報告することが原則となっています。もしそれで納得がいかないとなれば、秘密会というものを開くことができます。

(教 育 委 員) 差替える前の資料には、県教育委員会の資料があり、その中にはいじめの加害者に対する対応に関する記述がありましたが、東浦町の案にはいじめられた側への対応しか記述がないので、東浦町も加害者に対しての対応も考えたほうがいいのではと思います。

(教 育 委 員) 性格的にいじめられやすい子の把握はできないでしょうか。

(教 育 委 員) 保護者の立場から見ていると、昔は性格的な問題でいじめられやすい子というのがあったように思いますが、今はほんとに些細なことでいじめに発展するようなことが多く、性格はあまり関係ないように思います。

(町 長) 発達障害だとか、コミュニケーション能力が不足している子がいじめられやすいとかはないでしょうか。

(教 育 長) それはあると思います。そこは担任が注意深く見ていないといけません。あとは、同じクラスがずっと続くような状況だと、人間関係が固定しやすいので、そういう場合も配慮が必要です。

(教 育 委 員) 一つの案として、子供の世界は親の世界でもあると思うので、親同士のコミュニケーションがとれる場を作るといいのではと思います。

(教 育 委 員) たとえば卯ノ里小学校と西部中学校については9年間同じ人間関係が続いてしまうので、いじめがあった場合に学校を変えるとか、リセットができるといいのかなと思います。

(町 長) いじめの定義というのは全国一緒なのですか。

(事 務 局) いじめ防止対策推進法の第二条に定義が示されています。

(教 育 委 員) 町内の人間関係の中でのいじめに対する対策しか記載がないように思います。塾やスポーツクラブなどで、町外の子との関係を持っている子も多いと思うので、その辺の記載もあるといいと

思います。

(事 務 局) 今回出させていただいたいじめ防止基本方針の案については、まだ素案の段階ですので、みなさまからご意見いただいた内容を加味しながら、より充実したものを作っていきたいと思っています。

(町 長) けんかもいじめに当たるのですか。

(事 務 局) けんかは除くとしていますが、受けた本人がいじめと受け取ればいじめになります。調査した結果けんかであるということで落ち着くこともあるかと思いますが、そこはケースバイケースだと思います。

(町 長) 他に質疑を求めます。

《質疑なし》

(2) 東浦町いじめ問題対策委員会及び東浦町いじめ問題調査委員会条例の制定について

(町 長) 議題2の説明を求めます。

(学校教育課長) 議題2「東浦町いじめ問題対策委員会及び東浦町いじめ問題調査委員会条例の制定について」を説明。

(町 長) 質疑を求めます。

(教 育 委 員) いじめ問題対策連絡協議会は、年に何回開催する予定ですか。
あわせて、いじめ問題対策委員会も定期的に開催するものなのか、いじめ問題調査委員会はどのように開催されるものなのか教えてください。

(事 務 局) 連絡協議会については、最低年1回は定例会という形で開催する必要があると考えています。調査委員会については、対策委員会の結果から重大事態に発展しそうな場合に再調査をする機関ですので、対策委員会の調査結果で問題なければ開催の必要はないものと考えています。

(教 育 委 員) 三つの組織はまったく異なるものと考えていいですか。

(事 務 局) そうです。各委員会の開催回数、時期については、まだ今後検討していく予定です。

(教 育 委 員) 各学校のいじめ調査は年3回くらい行われていると思うので、その結果を受けて連絡協議会を開催したらよいのではと思います。

(教 育 委 員) 連絡協議会では何を主に話し合うのですか。

(教 育 長) 学校でのアンケートや懇談会などからあがってきたいじめの

事例について報告をし、それについて話し合い、情報共有することが主な目的と考えています。

(教 育 委 員) 問題対策委員会でそういったことを話し合っただけではいけないのですか。

(教 育 長) 学校では多種多様ないじめ問題を数多く抱えているので、連絡協議会ではそのことについて話し合い、対策委員会ではその中でも重大事態に発展するような案件について話し合ったほうがよいと考えています。

(教 育 委 員) 似たような団体が3団体あるような感じがしてしまうので、対策委員会で細かい問題について話し合い、重大事態に発展するような案件については調査委員会で話し合うということでもいいのではと思いますが。

(事 務 局) 連絡協議会は話し合いをする場なので、調査をするための機関として教育委員会の中に対策委員会を設置します。その結果を町長部局へ報告し、さらに調査をする必要があるとなった場合に再調査をする機関が調査委員会になります。そしてそのあと議会へ報告するという流れになります。

(町 長) 各委員会の構成メンバーが、資料を見る限り同じようなメンバーで構成されているので、それでは意味がないかと思います。あと、似たような名前の組織がたくさんあり、それぞれの関係性や機能がわかりにくいので、もう少し詳しく検討して整理してもらいたいです。

(事 務 局) ありがとうございます。まだまだ検討中の段階ですので、みなさまからの意見や近隣市町の状況も参考に検討し、次回までにわかりやすくまとめたいと思います。

(町 長) 他に質疑を求めます。

《質疑なし》

閉 会 午前 10 時 20 分

会議録作成者 教育委員会事務局